

○新潟県中東福祉事務組合職員の旅費に関する条例

昭和 40 年 3 月 27 日組合条例第 3 号

改正

昭和 61 年 8 月 30 日組合条例第 2 号

平成 18 年 1 月 1 日組合条例第 11 号

平成 28 年 3 月 1 日組合条例第 2 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 204 条第 3 項及び地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 24 条第 5 項の規定に基づき、公務のため出張する職員に対し、支給する旅費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(準用規定)

第 2 条 五泉市職員の旅費に関する条例（平成 18 年五泉市条例第 47 号）の規定を準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 61 年 8 月 30 日組合条例第 2 号）

この条例は、昭和 61 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 1 月 1 日組合条例第 11 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 1 日組合条例第 2 号）

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。